

別表（第２条関係）

１ 補助対象外の法人		
組合、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等		
２ 補助対象外の業種		
業種	業種分類	補足説明
農業、林業	大分類Ａ	農業サービス、園芸サービス、素材生産業、林業サービスは対象
漁業	大分類Ｂ	
金融業、保険業	大分類Ｊ	保険媒介代理業、保険サービス業は対象
医療、福祉の医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所	大分類Ｐ（小分類８３１、８３２、８３３）	
以下のサービス業		
・風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」規制の対象となる業種		
（接待飲食等営業、遊技場営業、性風俗関連特殊営業等）		
・興信所	大分類Ｌ（細分類７２９１）	
・易断所、観相業、相場案内業	（細分類７２９９）	
・競輪・競馬等の競走場、競技団	大分類Ｎ（小分類８０３）	
・芸ざ業	大分類Ｎ（細分類８０９４）	
・場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業	大分類Ｎ（細分類８０９６）	
・集金表、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）	大分類Ｒ（細分類９２９９）	
・政治、経済、文化団体	大分類Ｒ（中分類９３）	
・宗教（事業内容が宗教と密接に関連性があるとみなされる場合を含む）	大分類Ｒ（中分類９４）	

※分類は「日本標準産業分類」による。

※上記以外にもフランチャイズチェーンや販売代理店その他これらに類する契約に基づく事業は対象外とする。